



事業のご案内

公益社団法人 福島県青果物価格補償協会

〒960-0231 福島市飯坂町平野字三枚長1番地1

Tel (024)554-3567 Fax(024)554-3055

Email info@f-karen.or.jp

URL <https://www.f-karen.or.jp>

基本事業（2つの柱）

- ・青果物価格安定対策事業
- ・果樹生産基盤強化対策事業

（1）青果物価格安定対策事業

- ①. 福島県青果物価格補償事業
- ②. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- ③. 指定野菜価格安定対策事業
- ④. 契約野菜安定供給事業

（2）果樹生産基盤強化対策事業

- ①. 果樹経営支援対策事業
- ②. 果樹先導的取組支援事業
- ③. 果樹未収益期間支援事業



価格安定
制度って？



青果物価格安定対策事業のイメージ図



市場に出荷された青果物に価格低落があった場合、生産者に補給金が交付されます。



価格安定
制度って？

国、福島県、県内市町村等の行政機関が、積立金を補助しています。生産者のみなさんは、少ない負担で安心の補償を得ることができます。また、JA出荷者の場合は、JAが予約に関する申込み手続きや生産者負担分の立替払いなども行います。

生産者を守る
だけの制度？

恩恵を受けられるのは、生産者だけではありません。生産農家が安心して経営が続けられ、青果物を安定して供給できることは、国民(一般消費者)にとっても「いつでも新鮮で安全な青果物を安定して得ることができる」ということにつながります。

青果物を取り巻く
販売環境は？

青果物の価格は、天候・景気動向・輸入状況・病原菌問題などにより敏感に影響を受け、価格が大きく変動する場合があります。また、国内自給率の不足分は、輸入に頼っている状況にあります。経営と供給の安定のためにも、青果物価格安定制度へのご加入をお勧めいたします。



福島県青果物価格補償事業(県単事業)とは・・

① はじめに

県の独自事業であり、対象市場での平均販売価格が低落し一定基準額以下になった場合、予め生産者・市町村・県が積立てた資金から、生産者のみなさんに補償金(補給金)として交付する事業です。

② 対象品目 (果実 8品目26品種、野菜14品目、菌茸 1品目、花き11品目)

日川白鳳	暁星	あかつき	まどか	紅錦香	川中島白桃	ゆうぞら	ファンタジア
つがる	ジョナゴールド	陽光	シナノスイート	王林	ふじ	幸水	豊水
あきづき	二十世紀	ラ・フランス	巨峰	高尾	シャインマスカット	身不知	大石早生
ソルダム	いちじく	きゅうり	トマト	ミニトマト	なす	とうもろこし	ほうれんそう
ばれいしょ	モロヘイヤ	つるむらさき	花わさび	ねぎ	葉ねぎ	ピーマン	タラノ芽
なめこ	宿根かすみそう	カラー	輪ぎく	スプレーぎく	小ぎく	ストック	トルコギキョウ
新鉄砲ユリ	りんどう	ユキヤナギ	ダリア				

③ 加入要件

県事業は、地域振興品目として位置付けがされていること。(詳細はHPをご覧ください)

④ 負担金

生産者	市町村	県
4分の2	4分の1	4分の1

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(特定野菜事業)とは・・

① はじめに

国の事業であり、対象市場での平均販売価格が低落し一定基準額以下になった場合、予め生産者・県・国が積立てた資金から、生産者のみなさんに補償金(補給金)として交付する事業です。

② 対象品目 (特定野菜35品目のうち・・福島県対象品目:野菜 8品目、菌茸 1品目)

アスパラガス	いちご	グリーンピース	さやいんげん	さやえんどう	しゅんぎく	にら	※ブロッコリー
生しいたけ							(※令和8年4月解除)

③ 加入要件

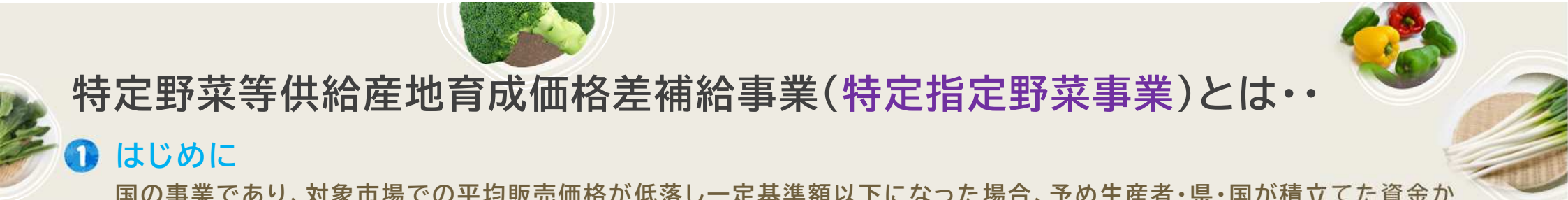
特定野菜事業は、下述の産地要件(①作付面積及び②共同出荷率)をクリアし、産地認定を受けていること。

産地要件項目		品 目
①作付面積	アスパラガス、いちご、にら、さやいんげん、さやえんどう、ブロッコリー、グリーンピース	概ね5ヘクタール以上
	しゅんぎく	概ね3ヘクタール以上
	生しいたけ	ほだ木5万本相当以上
②共同出荷率	概ね3分の2	

④ 負担金

生産者	県	国
3分の1	3分の1	3分の1

「アスパラガス」、「ブロッコリー」は、生産者(1/4)、県(1/4)、国(2/4)



特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(特定指定野菜事業)とは・・

① はじめに

国の事業であり、対象市場での平均販売価格が低落し一定基準額以下になった場合、予め生産者・県・国が積立てた資金から、生産者のみなさんに補償金(補給金)として交付する事業です。

② 対象品目 (たまねぎ、ばれいしょを除く指定野菜12品目)

きゅうり	トマト	(ミニトマト)	なす	ねぎ	(こねぎ)	ピーマン	ほうれんそう
ブロッコリー※ (※令和8年4月追加)							

③ 加入要件

特定指定野菜事業は、下記の産地要件(①作付面積及び②共同出荷率)をクリアし、産地認定を受けていること。

産地要件項目		
①作付面積	果菜類以外(葉茎類、根菜類など)	概ね10ヘクタール以上(複合指定産地の場合 概ね7ヘクタール以上)
	果菜類	概ね5ヘクタール以上(複合指定産地の場合 概ね3ヘクタール以上)
②共同出荷率	概ね2分の1	

④ 負担金

生産者	県	国
4分の1	4分の1	4分の2

指定野菜価格安定対策事業(指定野菜事業)とは・・

① はじめに

国の事業であり、対象市場での平均販売価格が低落し一定基準額以下になった場合、予め生産者・県・国が積立てた資金から、生産者のみなさんに補償金(補給金)として交付する事業です。

② 対象品目 (指定野菜14品目のうち・・福島県対象品目:野菜 7品目)

きゅうり	トマト	(ミニトマト)	なす	ねぎ	(こねぎ)	ピーマン	たまねぎ
ほうれんそう	ブロッコリー※	(※令和8年4月より追加)					

③ 加入要件

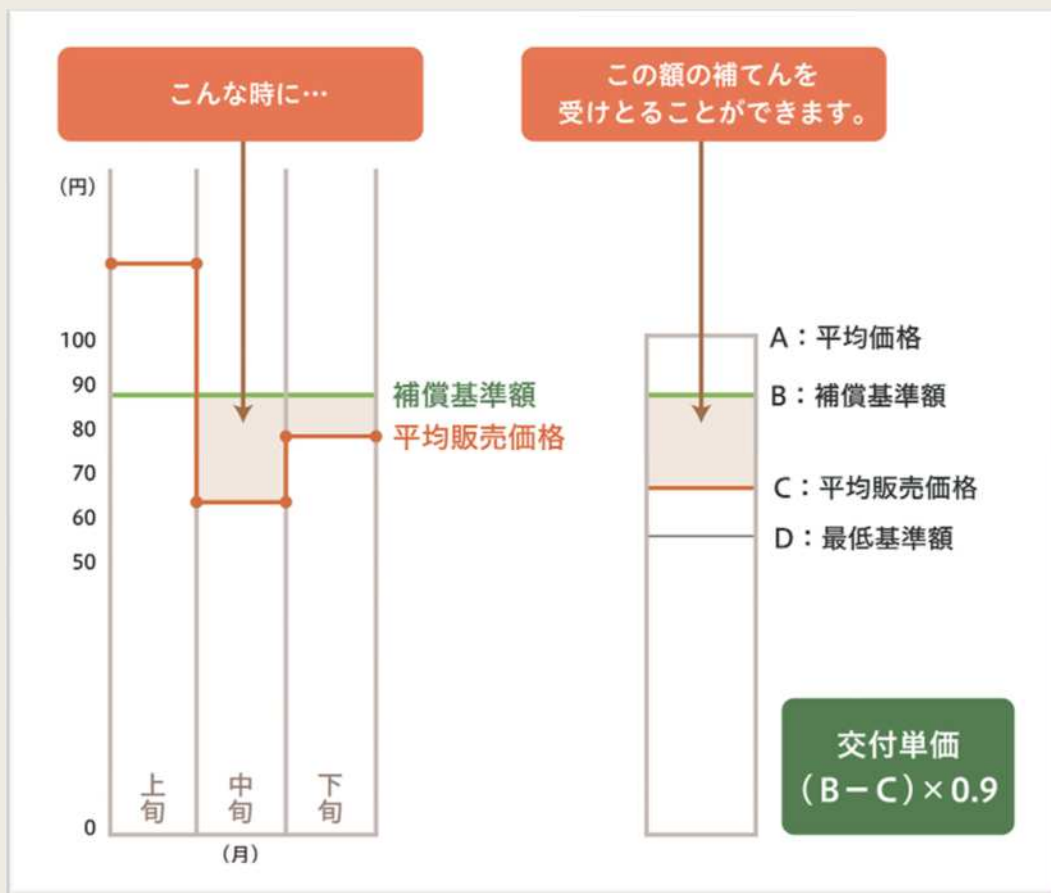
指定野菜事業は、下記の産地要件(①作付面積及び②共同出荷率)をクリアし、産地認定を受けていること。

産地要件項目		品 目	
①作付面積	ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、(※ブロッコリー)		概ね20ヘクタール以上
	(夏秋)・・きゅうり、トマト、なす、ピーマン		概ね12ヘクタール以上
	(冬春)・・きゅうり、トマト、なす、ピーマン		概ね 8ヘクタール以上
②共同出荷率	概ね3分の2		

④ 負担金

生産者	県	国
5分の1	5分の1	5分の3

青果物価格安定対策事業の交付(図解)



補償金(補給金)の交付は？

対象品目となっているものには、それぞれ補償(保証)基準額(B)があり、市場販売された価格(C)が補償(保証)基準額(B)を下回った場合に、その価格差(B-C)の90%※が補償(補給)金として受けられます。(特定野菜事業・特定指定野菜の場合は、80%)

なお、生産者に交付される場合、生産者負担金分をJAが立替えておりますので、補償(補給)金から差し引いた差額がお支払いされます。

これまでの補償(補給)金交付実績は？

これまで(昭和36年度～令和5年度)に、236億円余の交付を行っております。



契約野菜安定供給事業(契約野菜事業)とは・・



① はじめに

国の事業であり、申込みタイプ別に基準を下回った(上回った)場合等に、予め生産者・県・国が積立てた資金から、生産者のみなさんに補償金(補給金)として交付する事業です。

② 対象品目

特定野菜35品目のうち(福島県対象品目:野菜 8品目、菌茸 1品目)、指定野菜14品目のうち(福島県対象品目:野菜 7品目)

③ 加入要件

特定野菜、指定野菜、産地認定を受けていること。

④ 負担金

事業	生産者	県	国
契約特定野菜事業	3分の1	3分の1	3分の1
契約指定野菜事業	4分の1	4分の1	4分の2

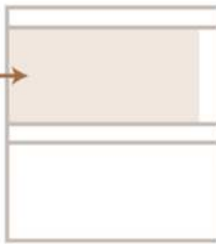
⑤ 申込みタイプ

価格低落タイプ	市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者に対し、平均取引価額が保証基準額を下回った場合に補てんされる。
出荷調整タイプ	定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するために余裕のある作付けを行い、平均取引価額が発動基準価額を下回り出荷調整を行った場合に、資金造成単価又は契約価額の7割のいずれか低い額が補てんされる。
数量確保タイプ	定量供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、平均取引価額が指標価額を上回っているとき契約数量を確保するため・・・ ①市場出荷予定を契約先に出荷した場合、平均取引価額と契約価額の差額の7割が補てんされる。 ②市場等から購入し契約先へ出荷した場合、購入価額と契約価額の9割が補てんされる。

契約野菜安定供給事業の交付(図解)

交付金単価 (C)
 $(B - C) \times 0.9$

交付金
 数量 $\times C$



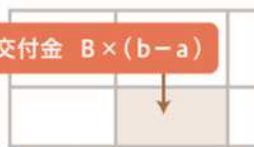
A : 基準価格
 B : 保証基準額 ($A \times 0.9$)

C : 平均取引価額
 最低基準額
 $D = A \times 0.55$

契約生産量
 ▼
 契約先へ出荷

余裕生産量
 ▼
 出荷調整

交付金 $B \times (b - a)$



契約数量 a 生産量 b 出荷調整限界量 $a \times 1.3$

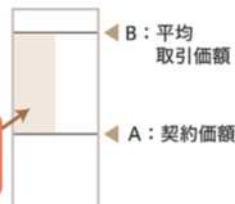
A : 基準価格
 A'' : 契約価額
 B : 交付金単価
 $A(A'') \times 0.4$

1. 不足分を市場出荷予定のものから契約に充てる

2. 不足分を市場等からの購入で契約に充てる



交付金
 $(B - A) \times 0.7 \times \text{数量}$



購入限度額 $A \times 1.5, A \times 2.0$
 $A \times 3.0, A \times 4.0$

C : 購入価額

交付金
 $(C - A) \times 0.9 \times \text{数量}$

価格低落タイプ

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者に対し、平均取引価額が保証基準額を下回った場合に補てんされる。

出荷調整タイプ

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するために余裕のある作付けを行い、平均取引価額が発動基準価額を下回り出荷調整を行った場合に、資金造成単価又は契約価額の7割のいずれか低い額が補てんされる。

数量確保タイプ

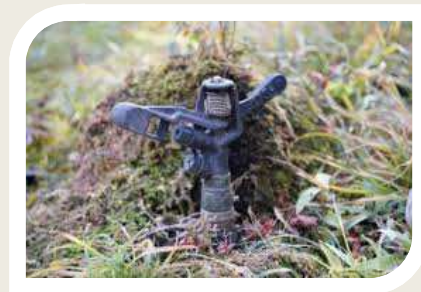
定量供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、平均取引価額が指標価額を上回っているとき契約数量を確保するため...

- ①市場出荷予定を契約先へ出荷した場合、平均取引価額と契約価額の差額の7割が補てんされる。
- ②市場等から購入し契約先へ出荷した場合、購入価額と契約価額の9割が補てんされる。



果樹産地の担い手を応援します！

～果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業・果樹未収益期間支援事業～



1 事業の支援メニュー



A. 果樹経営支援対策事業

事業内容	補助額・補助率
1. 優良品目・品種への転換 樹形区分ごと(慣行・省力)	定額(単価:別紙のとおり) 定率(1/2以内) 定率(1/2以内)
(1)改植 ①. 主要落葉果樹 ②. その他果樹 (2)高接ぎ(すべての果樹)	
2. 新植	
3. 小規模基盤整備	定率(1/2以内)
①. 園内道の整備 ②. 園地傾斜の緩和 ③. 土壌土層改良 ④. 排水路の整備(明きよ、暗きよ、貯水槽など)	
4. 放任園発生防止	定額(単価:別紙のとおり)
5. 用水・かん水設備の設置	定率(1/2以内)
6. 特認事業	定率(1/2以内)
①. 防霜設備の整備 ②. 防風設備の整備	

B. 果樹先導的取組支援事業

事業内容	補助額・補助率
1. 優良品目・品種への転換 樹形区分ごと(慣行・省力)	定率(1/2以内)
(1)改植 (2)新植 (3)高接ぎ (4)改植及び新植と一体となった「果樹棚」	
2. 災害対応設備の整備	定率(1/2以内)
①. 防霜設備の整備 ②. 防風設備(多目的防災網含む)の整備	
3. 安定生産に資する設備の設置	定率(1/2以内)
①. 用水・かん水設備の設置 ②. 園地管理軌道施設の設置 ③. 改植及び新植と一体となった「雨よけ」 ④. 高温対応資機材の導入(遮光ネット、被覆資材、細霧冷房、その他)	
4. ほ場条件の整備	定率(1/2以内)
①. 園内道の整備 ②. 園地傾斜の緩和 ③. 土壌土層改良 ④. 排水路の整備(明きよ、暗きよ、貯水槽など)	

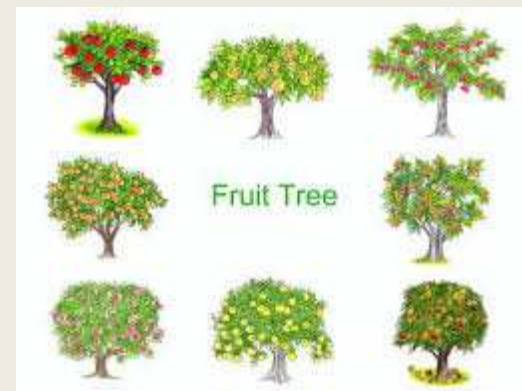
② 事業対象要件

- 果樹産地協議会(生産者代表、JA・市町村・県などで構成)が作成した産地計画に基づいた「担い手」であること。
- 地域計画の目標に位置付けられた者が、将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。(色付けされた園地、又は市町村と今後の見直しで色付けに向け調整ができる園地)
- 産地計画に位置づけられた振興すべき品目・品種への改植・新植であること。
(小規模基盤整備、用水・かん水施設の設置、特認事業、高温対応資機材の導入の場合も、該当園地が、産地計画に位置づけられた振興すべき品目・品種であること。)

- 面積要件は、

新植、改植、高接、果樹棚、土壌土層改良	1箇所当たりおおむね 2a以上
園内道の整備、傾斜緩和、排水路、かん水、防霜ファン、防風ネット、雨よけ、高温対応資機材の導入	1箇所当たりおおむね10a以上

- 下限本数以上の植栽が必要。
- 新植・改植・果樹経営支援事業の放任園発生防止を除く全ての支援メニューで、果樹共済又は収入保険制度に加入済み又は次年度加入を確約するものであること。
- 事業実施後4年、8年の確認を行い、例えば、苗の生育不良や、防風ネットの網の破損がある場合は、自己資金で現状復帰が原則です。
- 果樹先導的取組支援事業は、実施後(4年)の選択した取組支援を達成することが要件。
- 令和6年度より、「環境負荷低減チェックシート」の提出が必要になる。(みどりのチェックシートは廃止)
- 令和6年度より、園内道整備、傾斜緩和、土壌土層改良を行う場合、盛土規制法に基づく対応が必要となる。





3 事業の特徴

- 集団の要件は無く、個人で事業を実施することができます。
- 果樹経営支援対策事業は、2か年(年度またぎ・事業計画を受けた年度(1年目)の翌年度(2年目)まで)で実施することができます。なお、果樹先導的取組支援事業は、令和6年度補正予算事業であることから、令和7年度に事業完了するものです。
- 果樹先導的取組支援事業では、改植及び新植と一体となった果樹棚・雨よけも実施することができます。(なお、雨よけでは、☒事業費上限・・400万円/10a(税込)☒補助金上限額・・160万円/10aが設定されております。)
- 果樹経営支援対策事業において、計画承認がなされており改植・新植が確実に行われることが見込まれる場合は、整備年度が異なる場合も、果樹先導的取組支援事業において果樹棚の導入を行うことが可能になりました。ただし、その場合において果樹経営支援対策事業における新植・改植による補助率は2分の1での支援となります。

4 事業のすみ分け

- 補助率が同一の整備事業(改植・新植は除く)については、先導的取組支援事業で申請してください。改植・新植については、補助率が異なることから、令和7年度の果樹経営支援事業の予算と運用を踏まえ、どちらの事業で申請するか判断してください。

5 改植・新植に伴う「果樹未収益期間支援事業」

果樹経営支援対策事業において、優良品種・品目への改植・新植を実施した支援対象者(個人)が対象となります。改植・特認植栽・新植における未収益期間に対し、10アール当たり22万円を助成するもので、植栽終了後、一括して助成を受けることができる事業です。(果樹先導的取組支援事業についても、同様の措置が講じられます。)

- 事業対象面積は、改植・新植を実施した支援対象者であって、おおむね2アール(200㎡)以上の園地が対象です。

6 申請スケジュール

項 目	果樹経営支援対策事業・果樹先導的取組支援事業	果樹未収益期間支援事業
計画申請時期(県協会) 〃	1次申請・・・04月中旬 2次申請・・・	1次申請・・・04月中旬 2次申請・・・
実績報告兼支払請求時期(県協会) 〃	08月中旬 02月中旬	08月中旬 02月中旬

(注)2次申請以降を行うかは
予算を見て判断

事務フロー

